

## 第5回 常陸大宮市地域公共交通会議

【日時】 令和6年10月9日（水） 午前10時30分～

【場所】 常陸大宮市役所 4階 議会会議室

### 【会議次第】

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

#### 報告事項

(1) 公共交通の利用状況について 【資料1】

(2) 常陸大宮市地域公共交通計画の評価等について

【資料2】【参考資料】

4 その他

5 閉 会



## 常陸大宮市地域公共交通会議 委員名簿

(令和6年10月9日現在)

氏名	役職等
1 橋本 弘行	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 (企画調整担当)
2 小菅 達也	国土交通省関東運輸局茨城運輸支局 首席運輸企画専門官 (輸送担当)
3 関田 純一	茨城交通(株) 水戸オフィス 運輸部 運輸担当課長
4 阿久津 修二	奥久慈交通(株) 代表取締役
5 櫻井 忠温	(有) 山方観光バス 代表取締役
6 堀江 義彦	(株) 美和交通 代表取締役
7 坂井 達也	那北運送(有) 代表取締役
8 高野 裕	(有) 大宮タクシー 取締役社長
9 安寫 頼明	新星自動車(株) 営業部長兼太田・大宮営業所長
10 片野 克紀	山方ハイヤー(有) 代表取締役
11 古賀 重徳	一般社団法人茨城県バス協会専務理事
12 服部 透	一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会専務理事
13 菅原 康弘	茨城交通労働組合
14 野上 光久	常陸大宮市区長会 会長
15 関 美智子	常陸大宮市校長会副会長、常陸大宮市立大賀小学校 校長
16 堀川 洋	茨城県立常陸大宮高等学校 校長
17 山下 則雄	茨城県立小瀬高等学校 校長
18 一澤 孝夫	茨城県土木部常陸大宮土木事務所 道路管理課長
19 黒澤 正紀	大宮警察署 交通課長
20 鈴木 仁	常陸大宮市商工会 会長
21 佐藤 浩之	常陸大宮市社会福祉協議会 事務局長
22 山田 稔	茨城大学 名誉教授
23 石川 健一	東日本旅客鉄道(株) 水戸支社 企画総務部 経営戦略ユニット ユニットリーダー
24 鹿内 秀樹	茨城県政策企画部交通政策課 課長
25 泉 藤男	常陸大宮市地域創生部長

<事務局>

	氏 名	役 職 等
1	大金 正一	地域創生部地域創生課 課長
2	宇野 武寛	地域創生部地域創生課 課長補佐
3	米田 聡美	地域創生部地域創生課 係長

○常陸大宮市地域公共交通会議設置要綱

平成21年3月2日

訓令第7号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた市民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画(以下「交通計画」という。)の作成及び実施に関する協議を行うため、常陸大宮市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様等に関する事項
- (2) 市営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通計画の策定及び変更に関する事項
- (4) 交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の設置目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員35名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱又は任命する。

- (1) 国土交通省関東運輸局茨城運輸支局長(第8条第2項第1号において「運輸支局長」という。)又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者(第8条第2項第2号において「事業者」と総称する。)
- (3) 一般社団法人茨城県バス協会の代表
- (4) 一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 市民又は利用者の代表
- (7) 茨城県常陸大宮土木事務所長又はその指名する者
- (8) 茨城県大宮警察署長又はその指名する者
- (9) 学識経験者その他の交通会議の運営上必要と認められる者

(10) 市長が指名する市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任をすることができる。ただし、特定の職により委嘱又は任命された委員の任期は、当該職にある期間とする。

2 委員に欠員が生じた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選出するものとし、副会長は、会長が指名するものとする。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催できない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合には議長が決定する。

4 会長は、必要があると認められるときは、交通会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

(協議結果の取扱い)

第7条 関係者は、交通会議において協議が調った事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(秘密保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運賃等協議分科会)

第9条 一般乗合旅客自動車運送事業の運賃又は料金(次項において「運賃等」という。)に関する事項について協議の必要が生じたときは、その都度、交通会議に運賃等協議分科会(法第9条第4項の協議会をいう。以下この条において「運賃協議会」という。)を設置し、当該協議を行うものとする。

2 運賃協議会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 運輸支局長又はその指名する者
- (2) 当該協議の対象となる運賃等を定め、又は変更しようとする事業者
- (3) 関係住民の意見を代表する者として市長が指名する者
- (4) 市長が指名する市職員

3 運賃協議会に分科会長を置き、市長が指名する。

4 運賃協議会の会議は、必要に応じて分科会長が招集し、議長となる。

5 第6条第2項から第5項までの規定は、運賃協議会について準用する。

(庶務)

第10条 交通会議の庶務は、地域創生部地域創生課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年訓令第12号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第4号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成29年訓令第32号)

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する常陸大宮市地域公共交通会議の委員は、この訓令による改正後の常陸大宮市地域公共交通会議設置要綱第3条第2項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

附 則(令和2年訓令第13号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年訓令第14号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

常陸大宮市地域公共交通計画の評価等について

基本方針 1 まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成  
 計画目標 1 地域の特性とニーズに対応した効率的な運行形態の構築

評価指標① 地域公共交通利用者数 【現状値（令和3年）】48,881人 → 【目標値（令和8年）】: 48,881人

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■乗合タクシートの高度化 運行管理システムにAIシステムを搭載したシステムを導入</li> <li>■運行支援 路線バス及び乗合タクシートの運行を支援するための補助金を交付</li> <li>■周知・PR ・公共交通関係のガイドブックや周知用チラシの配布</li> <li>・路線バスお試し乗車券のPR</li> </ul>	<p>運行事業者からの報告</p>	<p><b>実績</b> 49,273人（令和5年）</p> <p><b>内訳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス (R4.10～R5.9) 26,861人</li> <li>・乗合タクシー (R5.4～R6.3) 22,412人</li> </ul> <p><b>分析</b></p> <p>令和5年5月に新型コロナウイルスが「5類感染症」に移行された中で、令和4年度(49,308人)とほぼ同数で推移しており、目標値を達成している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス (R3.10～R4.9) 26,897人</li> <li>・乗合タクシー (R4.4～R5.3) 22,411人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスについては、継続した運行支援や周知等により、前年度同数の利用者数となったが、利用者が少ない路線が見られるなど見直しが必要である。</li> <li>・乗合タクシーについては、AIシステムの導入により、24時間乗車予約受付や7日前からの乗車予約が可能となるなど利便性の向上が図られた。</li> <li>・令和6年4月の路線バスの再編に伴い、同月から乗合タクシートの運行時間の延長や土曜日運行を開始し、既存のバス利用者や若年層などの取り込みを図っていく。</li> </ul>

評価指標② 地域公共交通の維持に係る市負担額 【現状値（令和3年度）】183,331千円 → 【目標値（令和8年度）】: 163,500千円

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
<ul style="list-style-type: none"> <li>■路線バスの見直し 路線バスの路線、系統、便数の見直し</li> <li>■乗合タクシートの高度化 AIシステムの導入による効率的な運行形態の構築</li> </ul>	<p>令和5年度一般会計決算額</p>	<p><b>実績</b> 181,170千円（令和5年度）</p> <p><b>内訳</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス 104,046千円</li> <li>・乗合タクシー 77,124千円</li> </ul> <p><b>分析</b></p> <p>燃料費などの物価高騰により路線バスの運行に係る経費が上昇している。一方、AIシステム導入により乗合タクシートの稼働台数が減車され、経費の削減となった。</p> <p>市負担金については令和4年度(183,649千円)とほぼ同額で推移しているが、目標値を下回っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バス 99,325千円（令和4年度）</li> <li>・乗合タクシー 84,324千円（令和4年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスについては、国や県などのバス運行に係る制度（財源）を活用し、財政負担の軽減に努めることができた。</li> <li>・乗合タクシーについては、効率的な運行体系が構築され、稼働車両の減車により経費が削減された。</li> <li>・令和6年4月に路線バスの再編（路線・系統の廃止、減便）を行ったことから、運行に係る補助金については段階的に減額となり、市負担額の軽減が見込まれる。</li> </ul>

基本方針2 誰もが便利でわかりやすく利用できる地域公共交通サービスの提供  
 計画目標2 利用しやすい地域公共交通の環境整備  
 評価指標③ 地域公共交通に対する利用者の満足度(市内公共交通に関するアンケート調査で「満足」、「やや満足」と回答した人の割合)  
 【現状値(令和4年)】32.9% → 【目標値(令和8年)】: 35.0%

取組	調査方法	達成状況(中間)・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
<b>※公共交通に関するアンケート調査を令和9年度に実施予定</b>			
<p>&lt;参考&gt; 乗合タクシーに関するアンケート調査</p>	<p>アンケート調査の実施</p>	<p>&lt;調査概要&gt; 実施期間：令和6年7月8日～7月22日 対象者：乗合タクシー利用登録者500名(無作為) ※60歳以上 実施方法：郵送配付、郵送回収 &lt;調査結果&gt; 回収状況：274名(回収率54.8%) 調査結果：別添【参考資料】を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>乗合タクシーの利用登録をしているが、1度も利用したことがない人が半数以上占めていることから、制度の周知や利用促進を行っていく。</li> <li>運行に関する不満な点として「運行時間」及び「運行日」の回答が多く、運行の拡充を望んでいる。</li> <li>「日曜・祝日」は、乗合タクシーは運行しておらず、路線バスも1路線の運行のため、地域住民が公共交通を利用できない「空白地(時間帯による空白)」が発生している状況といえる。空白地の解消に向けた移動手段の確保が必要である。</li> </ul>

**評価指標④ 高齢者運転免許自主返納者数** 【現状値(令和3年)】179人(年間) → 【目標値(令和8年)】: 190人(年間)

取組	調査方法	達成状況(中間)・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
<p>■周知活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>周知用チラシの配布</li> <li>市お知らせ版やホームページによる周知</li> </ul> <p>■返納促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運転免許自主返納者に対する支援サービスの実施(常陸大宮市高齢者運転免許自主返納支援事業)</li> </ul>	<p>調査方法</p> <p>大宮警察署からの情報提供</p>	<p>実績 157人(令和5年度)</p> <p>分析</p> <p>イベント等での周知用チラシの配布や市報、ホームページによる周知などを行い、免許自主返納の制度のPRを図ったが、令和4年度(159人)とほぼ同数で推移しており、目標値を下回っている。</p> <p>&lt;参考&gt; ■市の「高齢者運転免許自主返納支援事業」交付者数199人(令和5年度)、194人(令和4年度)</p>	<p>免許自主返納の制度については着実に浸透していると考えられるが、引き続き、大宮警察署と連携し、チラシの配布や市お知らせ版などで周知を行い、更なる制度の浸透を図る。</p>

基本方針3 多様な主体による地域公共交通を支える仕組みづくり

計画目標3 地域公共交通の利用促進と意識啓発の実施

評価指標⑤ 公共交通乗り方教室の実施回数 【現状値（令和3年）】1回（年間） → 【目標値（令和8年）】：8回（年間）

取組	調査方法	達成状況（中間）・分析	評価・次年度に向けた課題や取組
<p>■利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者と連携したバスの乗り方教室の実施</li> <li>・イベント会場での周知活動の実施</li> </ul> <p>■意識啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通に関する講座等の実施</li> </ul>	<p>実施件数の積み上げ</p>	<p>実績</p> <p>3回（令和5年度）</p> <p>内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通についての講座</li> <li>・イベント会場での公共交通のPR</li> <li>・路線バス乗り方教室（市内中学校）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスについては、茨城交通（株）と連携し、中学生に対して「お試し乗車券」を活用した乗り方教室を実施することで、利用促進を図った。</li> <li>・乗合タクシーについては、高齢者の集会所のほか、若年層の利用を取り込むため、市内高校などに向いてPR活動を行っていく。</li> <li>・イベント開催なども新型コロナウイルス以前に戻りつつあるため、会場に出向き公共交通のPR活動を行っていく。</li> </ul>
		<p>分析</p> <p>新型コロナウイルスの「5類感染症」移行に伴い、イベントなどの開催がコロナ以前に戻りつつある中で、幅広い内容で乗り方教室などを実施したが、目標値を下回っている。</p>	

「乗合タクシーに関するアンケート」集計表

【参考資料】

A-1 性別

回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
107	39.1%	40.8%
155	56.6%	59.2%
12	4.4%	-
274	100.0%	100.0%

- (1) 男性
- (2) 女性
- 無回答
- 計

A-2 年齢

回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
54	19.7%	20.4%
90	32.8%	34.0%
121	44.2%	45.7%
9	3.3%	-
274	100.0%	100.0%

- (1) 60歳代
- (2) 70歳代
- (3) 80歳以上
- 無回答
- 計

A-3 携帯電話の所有

回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
149	54.4%	56.0%
51	18.6%	19.2%
66	24.1%	24.8%
8	2.9%	-
274	100.0%	100.0%

- (1) スマートフォンを持っている
- (2) スマートフォン以外の携帯電話を持っている
- (3) 携帯電話を持っていない
- 無回答
- 計

A-4 マイナンバーカードの所有

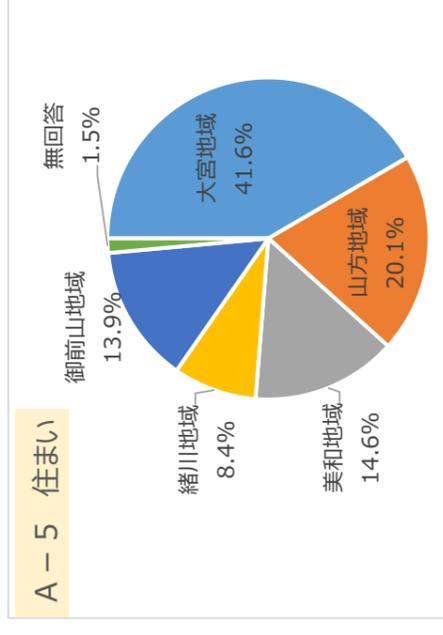
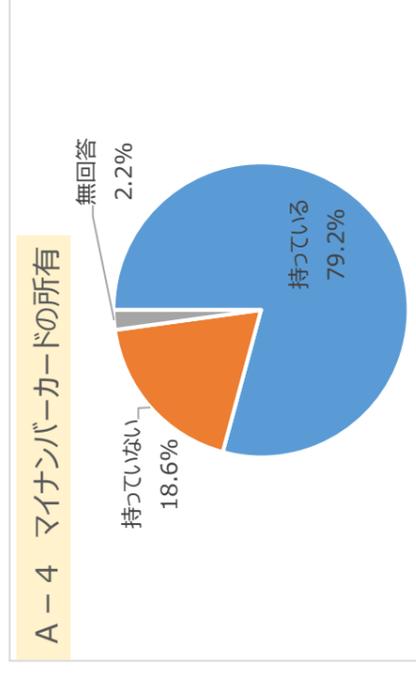
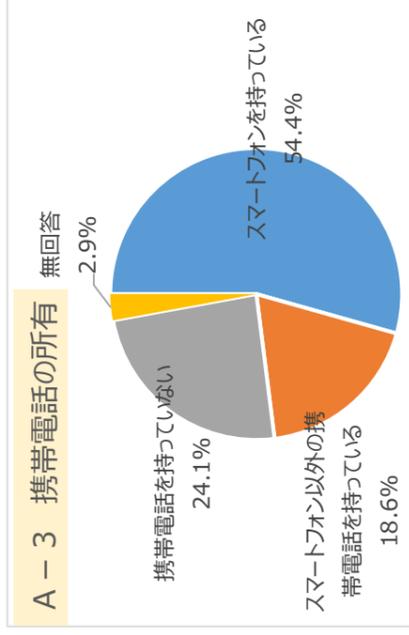
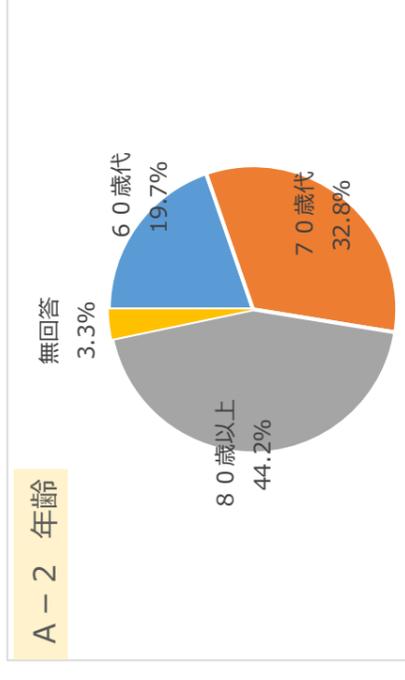
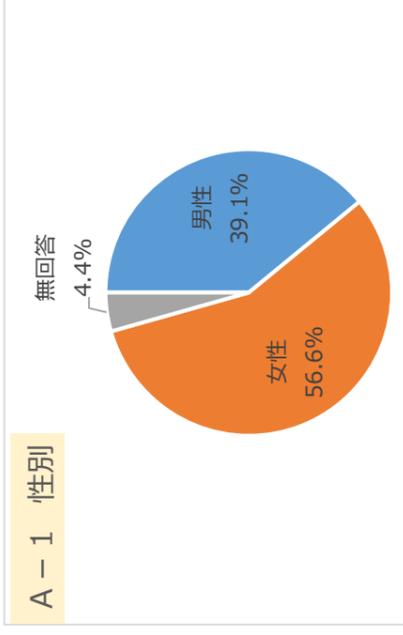
回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
217	79.2%	81.0%
51	18.6%	19.0%
6	2.2%	-
274	100.0%	100.0%

- (1) 持っている
- (2) 持っていない
- 無回答
- 計

A-5 住まい

回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
114	41.6%	42.2%
55	20.1%	20.4%
40	14.6%	14.8%
23	8.4%	8.5%
38	13.9%	14.1%
4	1.5%	-
274	100.0%	100.0%

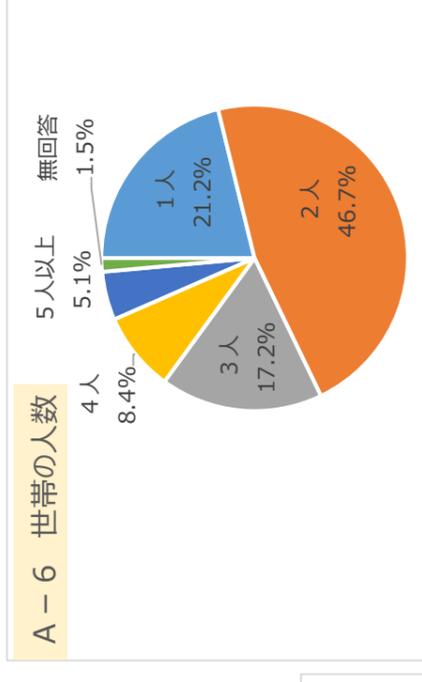
- (1) 大宮地域
- (2) 山方地域
- (3) 美和地域
- (4) 緒川地域
- (5) 御前山地域
- 無回答
- 計



## A-6 世帯の人数

- (1) 1人
- (2) 2人
- (3) 3人
- (4) 4人
- (5) 5人以上
- 無回答
- 計

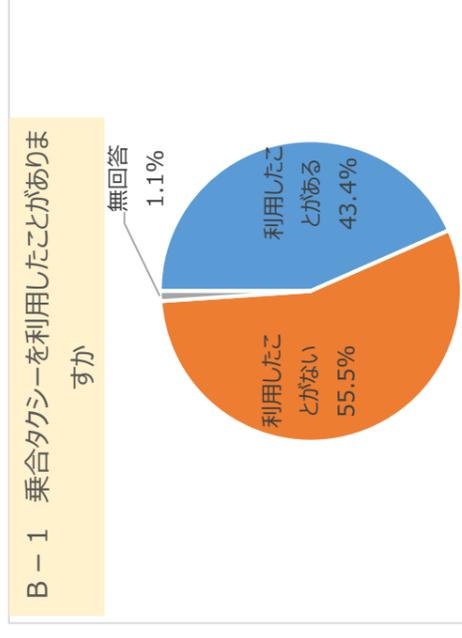
回答数	構成比
58	21.2%
128	46.7%
47	17.2%
23	8.4%
14	5.1%
4	1.5%
274	100.0%



## B-1 乗合タクシーを利用したことがありますか

- (1) 利用したことがある
- (2) 利用したことがない
- 無回答
- 計

回答数	構成比
119	43.4%
152	55.5%
3	1.1%
274	100.0%



その他：  
買物は県外（栃木県）のため  
車椅子のため  
水戸市は運行区域外だから  
時間どおりに着かないため  
1人で利用できないため（介護状態）

## B-2 利用したことがない理由(すべて)

- (1) 自動車などの移動手段を確保できている
- (2) 利用方法がよくわからない
- (3) 知らない人と一緒に乗るのが苦手
- (4) 事前予約が手間
- (5) 利用したい曜日・時間に運行していない
- (6) 乗降車の時間が前後する
- (7) 運賃が高い
- (8) 希望する乗車予約が取れない
- (9) その他
- 無回答
- 計

回答数	構成比
129	54.9%
24	10.2%
9	3.8%
26	11.1%
17	7.2%
8	3.4%
1	0.4%
6	2.6%
15	6.4%
0	0.0%
235	100.0%

## B-4 主にどのような目的で利用されているか

- (1) 通院
- (2) 買い物
- (3) サロン・公民館講座
- (4) 保養・娯楽（温泉、趣味など）
- (5) その他
- 無回答
- 計

回答数	構成比
62	52.1%
16	13.4%
2	1.7%
6	5.0%
31	26.1%
2	1.7%
119	100.0%

その他：  
実家、美容室、車検時、懇親会、友人宅  
2つ以上選択

**B-5 利用しやすいと感じることは(3つまで)**

項目	回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
(1) 乗降場所	77	29.3%	29.8%
(2) 運行時間	11	4.2%	4.3%
(3) 運行日	3	1.1%	1.2%
(4) 乗車時間	10	3.8%	3.9%
(5) 予約方法 (電話・アプリ)	22	8.4%	8.5%
(6) 予約が取りやすい	31	11.8%	12.0%
(7) 乗合タクシーの車両	2	0.8%	0.8%
(8) 運賃	46	17.5%	17.8%
(9) 運転手の対応	23	8.7%	8.9%
(10) オペレーターの対応	24	9.1%	9.3%
(11) その他	9	3.4%	3.5%
無回答	5	1.9%	-
計	263	100.0%	100.0%

その他：  
4つ以上選択

**B-6 不満を感じることは(3つまで)**

項目	回答数	構成比	構成比 (無回答除く)
(1) 乗降場所	3	1.7%	2.1%
(2) 運行時間	34	19.1%	23.3%
(3) 運行日	25	14.0%	17.1%
(4) 乗車時間	18	10.1%	12.3%
(5) 予約方法 (電話・アプリ)	12	6.7%	8.2%
(6) 予約が取りづらい	17	9.6%	11.6%
(7) 乗合タクシーの車両	4	2.2%	2.7%
(8) 運賃	2	1.1%	1.4%
(9) 運転手の対応	4	2.2%	2.7%
(10) オペレーターの対応	2	1.1%	1.4%
(11) その他	25	14.0%	17.1%
無回答	32	18.0%	-
計	178	100.0%	100.0%

その他：  
特になし (12名)  
乗降の順番  
本人以外乗れないこと  
帰りの予約  
県外の病院  
時間どおり着かないこと